

破産法第七一条における「滞納処分」の意義

↳ 動産の搜索・差押と破産宣告の

効力発生時期に関連して↳

〔名古屋地方裁判所（民事九部）平成四年一月一八日判決  
平成四年行ウ第一七号（確定）・シュトイエル三七二号一頁〕

小林 武 廣

税務研究部  
大学教授

一 判示事項

- (1) 破産宣告前に着手した搜索に基づく動産差押が破産宣告後である場合と破産法七一条の適用
- (2) 滞納処分手続き上の搜索の意義
- (3) 破産法七一条の適用を受けられる滞納処分

二 事実の概要

N市N区役所事務職員(以下「徴収職員」という。)は、平成三年六月二八日、破産者株式会社A社(以下「破産会社」という。)の固定資産税及びこれに対する延滞税<sup>(1)</sup>につき地方税法三七三条一項、七項に基づく滞納処分<sup>(2)</sup>を行うため、破産会社の経営していたBホテル(N市N区所在)に赴き、同日午後四時五〇分から搜索、差押を開始して午後六時一五分にこれを終了し、別紙物件目録記載の動産(以下「本件動産」という。)<sup>(3)</sup>を差し押え(封印)、これを破産会社において保管するよう命じたが、本件差押自体がされたのは午後五時よりも後であった。

名古屋地方裁判所は、同日午後五時、破産会社に対して破産宣告をし、Cが破産管財人に選任された。

Cは徴収職員とした滞納処分としての動産の差押は破産宣告後にされたものであり、違法であるとしてその取消を求め、出訴した。

## 三 被告の主張

判決書によると、前記「二 事実の概要」は判決書の「第二 事案の概要」の「一 争いのない事実」として示され、被告の主張は同判決書の「第三 争点についての判断」の「一」の4において掲げられている。また、後記「四 判決要旨」はこの「第三 争点についての判断」の「一」の1から2において述べられている。

これによると被告は、次の様に主張した。  
すなわち、

- (1) 本件におけるように、搜索に引き続いて差押が行われた様な場合には、搜索と差押とは不可分一体の関係にあるのであって、これを分離して考えるのは非現実的である。
- (2) 搜索に当たっては立会人を立ち合わせ（国税徴収法一四四条）、差押調書には搜索に関する事項も記載し（同法施行令二二条二項）、立会人には差押調書を交付しなければならない（同法一四六条三項）ものとしているので、搜索に着手した時刻等については客観的に特定できるように担保されており、明確性に欠けるところはない。
- (3) 判例上、滞納処分のための搜索がされたことをもって、時効中断事由である差押があったものと解されているので、本件においても同様に解すべきである。

## 四 判決要旨

- (1) 滞納処分における動産の差押時期が破産宣告後である場合には、差押のための搜索が破産宣告前に着手されてい

たときであつても破産法七一条の要件には当たらない。

(2) 国税徴収上の捜索は滞納処分をするために必要がある場合にされる滞納処分の準備的な行為である。

(3) 破産法七一条の要件に該当するというためには、滞納処分に着手されたことが法的、客観的に明確な差押であることを要する。

## 五 評 釈

### (一) 評釈者の意見

判旨に反対である。

本件判決には本稿の第七項に述べる事実認定の問題もあるけれども、それを別にしても徴収職員が破産宣告前に捜索に着手している以上破産法七一条の適用がある<sup>(4)</sup>と見るべきである。

### (二) 本件判決の意義

#### イ 破産宣告後の滞納処分に関する先例的判例と本件の関係

破産手続きと滞納処分との関係に関する裁判例を概観すると、租税債権が本来破産法上の破産債権たるに過ぎないのに過度に優遇されているという認識に基づき、概して滞納処分について厳しい判決が多い。これらは租税債権の処遇に関するものと、滞納処分手続きとの関係に関するものに分けられるが、前者については最近におけるものとして破産法人の予納法人税についての破産法四七条二号の解釈に関する一連の判決があり、特に租税債権が別除権に担保される私債権に實際上劣後するものとして取り扱われることになっている<sup>(5)</sup>ことが特筆される。

また、後者即ち滞納処分手続きとの関係に関するものについては最高裁昭和四五年七月一六日判決（以下本稿において「四五年判決」という。）<sup>(6)</sup>以降特筆するべき裁判例は現れず今日に至っていた。

四五年判決は破産法七一条の反対解釈として「破産宣告後新たに滞納処分をすることは許されないというべきである。」としたもので、当時まで財団債権に基づく強制執行及び滞納処分は破産宣告後の開始が許されるか否かについて積極説、消極説とが対立するなかで最高裁として一つの判断を下したものであった。しかしこの判断については多くの批判があったところである。<sup>(7)</sup>

ただ、四五年判決は未だ法律上、実務上「新たに滞納処分をすることは許されない」とはいかなることを示すかについて解釈を示したものではない。

この点前記四五年判決について最高裁調査官中川哲男氏は、同判決の意義について「本判決は、従来学説上、実務上大きく見解が分かれ、解釈論としてきわめて困難な問題点について、はじめて最高裁の判断を示した注目すべき判決である。ただし、本判決を契機として今後さらに種々の解釈、運用上の問題の派生が予想され、その検討が必要となるであろうし、また立法問題についても、さらに検討の促進が要請されるであろう。」<sup>(8)</sup>としているところである。

したがって早晚各種の問題点が提起されると考えられるところであったが、現実にはそうはならなかった。

それは一つにはこの判決後国税庁が破産宣告後新たに滞納処分を行う場合には破産管財人に対する交付要求に止めることとし、他の地方税機関もこれに倣ったためであり、<sup>(9)</sup>他方、四五年判決が破産管財人に対する損害賠償請求を行う余地について言及したことにより、同判決の事案における破産管財人のような恣意的な管財人業務を行う者に対し、一応の牽制効果を与えたことによると思われる。<sup>(10)</sup>

しかし最近においても四五年判決の問題性を指摘する見解は多く、更に本件判決を容認し、消極説を取る立場にあつても、四五年判決のような事例については破産宣告後の滞納処分<sup>(11)</sup>の続行可能性を認める見解が有力に主張されて<sup>(12)</sup>いた。その意味では本件判決のような裁判例はその出現が待たれていたと言つてよい。このように本件判決のような裁判例は四五年判決以来初めて破産法七一条の「滞納処分」について判断を示したものであり、そうした形式的な意味においては先例としての価値が認められるものである。

ロ 本件判決のもう一つの意義

本件判決は判決要旨(1)において見るように、破産宣告前に捜索に着手したのであるが動産の差押は破産宣告後であつたとの事実認定のもとに、破産法七一条の適用はないとした事案である。その前提として国税徴収法に定める捜索の意義、破産法七一条の適用を受けられる差押等について判断したものである。

従来、徴収実務においては捜索の意義や差押の意義について不明確な理解は余り見られなかった。

また、捜索は当然差押を伴うものとの理解が一般であつたから、破産宣告前に捜索に着手した場合は、その後の差押は破産法七一条の適用上当然に容認されるものと考えられていた。現に国税徴収法基本通達は他の条項と異なり、特に判例等を引用することもなくこの趣旨を行政解釈として明らかにしていたところである。<sup>(13)</sup>

しかし、本判決は司法判断としてこの点を正面から否定している。本判決のもう一つの意義はこの行政解釈を否定した点である。

### (三) 四五年判決の概観

ところで本件判決は四五年判決を引用し、その論理を踏まえた上で本件について判断を示している。そこで本稿は

四五年判決の事案を詳細に解説することを予定したものではないけれども、本件判決の検討に先立って四五年判決について概観しておくこととする。

要約すると同事案は、昭和二八年一月一六日に破産宣告があった後、財団債権者である税務署長が破産管財人に対して交付要求を行い、数度にわたって財団債権であることを説明して優先弁済を求めたけれども、破産管財人は三万二〇〇〇円を交付したのみで、財産を有しながらその余の配当を行わなかった。そこで税務署長は破産裁判所に対して破産管財人に対する監督権の発動を促したが効果がなかった。その後破産管財人はなおも国税債権への配当を予定しない最終配当を行おうとした為、税務署長は実に破産宣告後八年以上経過した昭和三六年一月一三日に至って破産管財人が労働金庫に寄託していた最後の財産である預金を差押えたものである。

四五年判決を問題視する解説等は正当にこの事実関係について論評を加えているが、その他の文献においてはこの事実関係はともすると見忘れられ、ただ判示部分だけが一人歩きすることが多いだけにこの点を明確に認識する必要がある。

そして、この事実関係からみても如何に特異な状況下での事案であったかが知れるところであるが、これを筆者の言によらずに前記中川調査官の言を借りても「本件一、二審判決はもとより本上告判決でも、本件事案において管財人のとった措置について、詳細な事実の確定もなく、その措置の是非についても触れるところがない。従来徴税官庁があえて滞納処分の手続きにまで出たのは、おそらく交付要求に対する管財人の措置がかなり不当であったらうとは想像される」ということ<sup>(8)</sup><sub>(12)</sub>になる。

四五年判決は以上のような問題を内包する判決であるところ、本判決はこの四五年判決に依拠しているものの、四五

年判決の判示するところを正当に踏まえていないのではないかとみられる節がある。次にその点を述べる。

(四) 本件判決の問題点

本件判決は(二)の様な意義を有するものながら、裁判所(おそらく原告・破産管財人も含まれよう)も被告も差押の効力発生時期に関して誤った理解をしているように思われる。

すなわち、事実認定の上で重要なのは判決書「一 争いのない事実」(前記「事実の概要」に記載)であるが、ここでは「同日午後四時五〇分から搜索、差押を開始して午後六時一五分にこれを終了し、本件動産を差し押え(封印)、これを破産会社において保管するよう命じたが、本件差押自体がされたのは、午後五時よりも後であった。」としている部分がある。ここではどの行為が差押えであるか明らかにされていない。

一方、判決書添付の別紙には、差押財産が建物の階を異にして相当程度に大量のものであることが示されている。

判決書のこの部分の読み方としては、後述する第六項の(四)のイのように「搜索・差押を破産宣告前に開始したがその差押の効力が生じたのは破産宣告後であった」との認識であろうと推測することが可能である。けれども、その理解は後述するように差押の効力発生時期を基本的に誤ったものである。

では判決書を善解し、法律的な観点をいれなくて事実認識するだけに止めるとすればどうなるか。この場合には搜索を行った後、差押を行ったと理解することになる。しかしその場合はこういう状況下におけるこれほどの数量の財産差押作業において、搜索開始後直ちに財産の占有を行わずに、「午後五時よりも後に」再度、差押の手続きをとったことになる。けれどもこのようなことは国税の滞納処分においては考えられないところである。

私見によれば国税滞納処分の動産差押の実務においては、搜索によって発見された財産を次々に占有し(当然、財

産を特定し、滞納者等に保管させることを始めから予定しているときには封印を貼付し、公示書を掲示し）ていくものである。この過程はまさに搜索と共に差押が行われる過程である。

しかし、本件においては被告も共に搜索の後に差押があったという前提で主張を行っていると思われぬ。誠に奇妙というほかない。

そこで、判例研究、あるいは判例解説においては裁判所が認定した事実に基づいて法律的な検討を行うのが常道であるけれども、敢えて本件事案に関しては事実認定の適否について触れる必要があると思われる。それはまた、結局搜索の手続きと動産差押の効力発生時期について重大な誤認があると考えられるからであり、国税の職場においてこのような誤認があつてはならないと危惧を抱くからである。

更にまた、仮に筆者が述べる様な懸念が当たっているならば、そのような誤認に基づいて破産法と滞納処分に関する先述した問題のある最高裁判例すなわち四五年判決に、更に下級審における確定裁判例として一事例を加えられることは耐え難いものがあるからである。

仄聞するに本件事案は滞納税金が収納された為上訴がされなかつたやに聞くが、そのことは先にも述べたとおり形式的な意味における本件判決の先例性を少しも失わせしめるものでない。

そこで、本稿においては、まず、通常の判例研究と同様第六項において本件判決における事実認定を前提として検討した後、第七項において事実認定の適否についても触れることとしたい。

## 六 判決の事実認定を前提とした場合の評釈

### (一) 事実の認定

本件判決の事実認定で重要なのは、

イ 搜索・差押は午後四時五〇分に開始されたこと。

ロ 破産宣告は午後五時にされたこと。

ハ 午後六時一五分に搜索・差押を終了し差押財産の保管を破産会社に命じたこと。

ニ 差押自体がされたのは、午後五時よりも後であったこと。

という四点である。これらは「争いのない事実」として認定されているものである。

この事実認定を基とした本件判決の判断を分析すると、判示の順番とは異なるが、

① 搜索は差押の準備的な行為であるから破産法七一条の滞納処分には当たらない(判決要旨(2)参照)。

② 破産法七一条の要件に該当するというためには、滞納処分に着手されたことが法的、客観的に明確な差押である

ことを要する(判決要旨(3))。

③ 差押えのための搜索が破産宣告前に着手されていたときであっても差押えのされた時刻が破産宣告後である場合

には破産法七一条の適用はない(判決要旨(1))、

という論旨になる。

したがって本件判決についての検討もこの①〜③の判断について行うことになるのであり、例えばニの「差押自体

がされたのは、午後五時よりも後であった」などの認定について異論を差し挟むのは控えるべきこととなる。

但し、それでは「差押自体」とは何を意味することになるのか不明であるのにこれを検討できないことになるので、最小限必要な範囲ではその事実認定に関する箇所にも触れつつ、事実認定と法的判断とを混同した議論を行わないよう努めたい。

## (二) 検討を要する事項

まず、上記(一)のイ「搜索は差押の準備的な行為であるから破産法七一条の滞納処分には当たらない(判決要旨②)」ということについては、判示自体の理解は難しくない。そこで、この検討に当たっては

- (イ) 搜索は差押の準備的な行為であるか
- (ロ) 破産法七一条の滞納処分とはどのようなものか
- (ハ) 搜索は破産法七一条の滞納処分に当たるかを考えれば良いと思われる。

次に上記(一)の②「破産法七一条の要件に該当するというためには、滞納処分に着手されたことが法的、客観的に明確な差押であることを要する。」(判決要旨③)ということについては問題である。

ここでは、

- (ニ) 搜索を滞納処分から排除する理由
  - (ホ) 「滞納処分に着手されたことが法的、客観的に明確」の意味
- という点を検討する必要がある。

最後に、上記(一)の③の「差押えのための搜索が破産宣告前に着手されていたときであっても差押えのされた時刻が破産宣告後である場合には破産法七一条の適用はない」(判決要旨①)というのは、ここだけ取り出すならば四五年判決に照らし何の問題も無さそうに見える。しかしながら、本件判決の事案においては搜索に着手した時期が破産宣告前であったことは明らかに認定されているのであるから、これが破産法七一条の適用を受けられない理由についてまとめてみることにしたい。

また、(一)のニの「差押自体がされた」というのは何を意味するものか事実認定の問題を別としても実は大きな問題がある。

本件判決の事案のように動産差押の場合は後の項において事実認定の問題として述べる差押の効力発生時期との関係を考えれば良いだけである。しかし、差押には財産の種類により効力発生要件が異なるものがある。例えば典型的には債権差押通知書を税務署長が発送したが、その効力発生要件である第三債務者への送達時刻以前に破産宣告があった場合は一体「差押自体」がされたのかどうかという深刻な問題となって現れる。しかしこの点については動産差押の場合と異なるものがあるため別に論述が必要と思われるのでここでは問題提起だけに留め、動産差押の点のみ触れることにする。

### (三) 判示事項(2)について

#### イ 滞納処分手続き上の搜索の意義

本件判決は国税徴収法は搜索をもって、滞納処分をするために必要がある場合にされる滞納処分の準備的な行為であるとされている。その理由として①国税徴収法上搜索に関する規定が、「第五章 滞納処分」の中ではあるがその規定

上の位置からして滞納処分そのものではないこと、及び、②搜索の規定自体が、搜索とは別に滞納処分の存在を前提としている上、搜索を滞納処分のための必要不可欠な行為ではなく、必要な場合にされるものとしているにすぎないことを挙げている。

本件判決のこの判断をもって直ちに不当なものということは出来ない。むしろ国税徴収法基本通達によれば行政解釈にも合致するものである。

すなわち、国税徴収法第二条一・二号は強制換価手続きの定義を掲げるが、そのなかの「滞納処分」について行政解釈である国税徴収法基本通達(第二条関係二・三)は「法第五章《滞納処分》の規定により、国税を徴収するために行う処分をいい、この処分には、差押え、交付要求(参加差押えを含む)、換価及び配当がある。」としている。

このうち、交付要求(参加差押えを含む)を除いた場合の滞納処分を狭義の滞納処分としている。いずれにしてもこのなかに搜索は含まれないところである。

しかし、搜索は差押の準備的な行為であるというのは実際上はどのような意味を持つのであろうか。

確かに概念上は搜索が差押の準備的な行為であることは否定できない。財産が発見できなければ差押はあり得ないからである。しかし、これは文言上の概念の区分に過ぎず、不動産や債権の場合と異なり、個々の財産ごとに差押を行う動産差押の実施段階においては、通常、どこからどこまでが準備的な行為としての搜索で、どこから滞納処分としての差押えが始まるかということは截然と区分できるものではない。

これが区分できるのは、事前に調査資料等があるため差押財産の選定が予め可能で、搜索は単にその現物確認を行う必要から行ったとか、あるいは搜索の場所において超過差押を避ける目的で先に搜索のみを行い、その後、財産を

取捨選択して動産の差押を行う等、搜索を行った後に差押を行ったことが明確にされている場合だけである。

これらは法律的にも実務的にも特異な場合であり、動産差押における「搜索」の基本的な理解は、搜索を行いつつ発見された財産について搜索と同時並行的にそれぞれ差押も行うというものであり、実務的にも通常の動産差押執行の場合には搜索が「準備」であると言ふ言葉は意味を持たないものとなる。どうしても区分しようとするならば、これは差押の意義を先に把握し、差押が行われる直前までが搜索であると理解するしかない。

ちなみに占有の具体的な表れ方を言えば、基本的には徴収職員がある一定の区画された財産の所在地に臨み、立会人等に対してその場所に所在する個々の財産を具体的にさし示し、その財産を差押える旨表示すれば公権力の発動たる動産差押として効力を生ずるものである。何故なら、これに続いてその財産を取り上げ、搬出することも保証されており、仮に立会人あるいは他のものがこれを阻止しようとしても、出入り禁止措置を講ずる等により自己の行動を全うできるように、その現実的支配力が確立されているからである。これが当該動産を徴収職員の支配下においたことを示すものである。

したがって本件判決の搜索が「準備的な行為である」という表現は概念にとらわれて実体を無視する恐れのある表現である。むしろ一定の画された範囲の場所において行われる動産差押にあっては、搜索・差押、搜索・差押という行為が財産ごとに反復、継続して行われるものであることから、限りなく差押に近接した行為、すなわち一体的な行為であると認識すべきものである。

さらに加えれば、搜索は単なる「準備的な行為である」という以上に強制処分であり、それ故に国税徴収法第五章に規定されているものである。このことは搜索の実態を考えれば当然のことであるが、例えば、搜索において債権証

書を発見したときは差押前にこれを取り上げることができ(国税徴収法第六五条)、また搜索に際し必要があるときは、自ら戸若しくは金庫その他の容器の類を開くため必要な処分をすることができるのである(国税徴収法第一四二条三項参照)。これを単に規定の位置から見ても「準備的な行為である」というのは実態を見誤っているのではないかと思わざるをえない。

被告は「本件におけるように、搜索に引き続いて差押が行われた場合には、搜索と差押とは不可分一体の関係にあるのであって、これを分離して考えるのは非現実的である。」と主張した様であるが、上記の説明からしても十分に理由のあるものと考ええる。

#### ロ 破産法七一条の滞納処分

次に破産法七一条の滞納処分とは何をいい、これは国税徴収法上の滞納処分と一致するものであろうか。

この点について破産法七一条は「国税徴収法又ハ国税徴収ノ例ニ依ル滞納処分」としているから、文理上は一致すべきものであろう。したがってここでもその意義は前述したこととほぼ同様であり、したがってまた動産差押の場合における搜索と差押の関係についても同様に解すべきである。

しかしながらここでは単に文理ではなく、破産法七一条の法意が何処にあるのかという観点からの検討も必要である。

破産法七一条の「滞納処分ヲ為シタル」の解釈については差押の効力が発生していなければならないとする見解が有力であるところ、<sup>(15)</sup>その見解においても租税債権者が破産宣告前に提起した詐害行為取消訴訟についてはそのまま租税債権者が続行することができるとしているところである。

そしてその理由をみるに「納税者に財産を復帰せしめてその財産より徴税の目的を達せしめる滞納処分の一つとみ」ているのである。<sup>(16)</sup>

そうであるならば、搜索も「滞納処分の一つ」であることは間違いない筈である。何故なら搜索には詐害行為取消訴訟を提起する行為と同様、滞納者から流出した財産の調査機能があるからである。

考えてみると、搜索は滞納者の物又は住居その他の場所のほか、滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしたときはその第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる（国税徴収法一四二条二項）のであるが、破産宣告前に第三者の住居を搜索して動産を発見し、引き続き連続的に差押えを行ったがこれが破産宣告後であつた場合、本件判決の判断によるとこの差押に続く処分は続行することができない。一方、この場合の差押の効力は依然として存続するかどうかにより理解に差が生ずるものの、四五年判決の「破産宣告後新たに滞納処分することは許されない」という表現からはこの場合の差押は効力を生じないことになる。そうすると例えば、滞納者の財産を所持すると見られる第三者の住所を搜索し、ここで大量の債権証書を発見した場合、<sup>(17)</sup>債権差押が破産宣告後となることは十分にあり得ることである。しかし、この場合は差押の効力が生じないという前提ではこれらの債権証書は当然にその第三者に返却すべき筋合いである。それならこのようなときは破産管財人も就任後直ちにその財産を受継ぐことはできず、破産管財人は否認権を行使する等により財団への取り込みを図らなければならないことになる。

しかし詐害行為取消訴訟を提起後の差押を容認し、破産財団の増殖を試みようとする法律解釈から考えからみて、そのような愚行を容認する考えがあるとは思えないし、破産法の予定するところでもないであろう。それならば当然これは破産法の解釈上において解決すべきものであり、その場合は「搜索」についての解釈の相対性こそ問われるも

のであらう。

これは例示して説明したものであるが、搜索一般の効果として考えれば当然のことなのである。破産法七一条の法意は、まさにこの既に行われた手続きの尊重ということに主眼があるのであって、破産管財人の管理処分権を侵さない限り、この条の「滞納処分」の解釈も国税徴収法と同様の解釈をとる必要性は少しも無いと考える。

ハ 搜索は破産法七一条の滞納処分に当たるか

搜索は国税徴収法第五章「滞納処分」の第六節雜則に定められているが、その文理においては差押、換価、配当の様な処分とは異なり、法律上の処分ではなく事実上の処分である。したがって、これを独自に考察するときには破産法七一条の滞納処分に当たるといふことはできない。

この意味において本件判決の判示も理解できる。しかしながら搜索が動産差押と連動するときは、この解釈は破産法の考えとそぐわないものとなることは前記した。

ところで破産法七一条の規定を反対解釈して「破産宣告後新たに滞納処分することは許されない」とした四五年判決は、前述したとおりこの滞納処分とは何をいうかについて判断を示さなかったものである。

これに対して本件判決はその判決書五帖目において「新たに滞納処分としての差押えをすることは許されないと解される（最高裁昭和三九年行ツ第四七号同四五年七月一六日第一小法廷判決・民集二四卷七号八七九頁）ところ」として四五年判決を引用している。しかし四五年判決の判決文にはこの部分はないのであるからこの引用は誤っている。四五年判決は前記した様に「破産宣告後新たに滞納処分をすることは許されない」としているのであり、本件判決の引用は判例集の見出しである判決要旨を掲げただけである。四五年判決の場合、事案が差押に関する事柄である

からこの事案の滞納処分を「差押」と善解することは許されよう（その意味でこうした判決要旨の取り方は正確ではないが許されよう）。しかし、実際上四五年判決はその様な文言の判決は下していいところであり、本件判決は意図的か偶然かは別としても明らかに誤りを犯した上、これに基づいて破産法七一条の「滞納処分」の解釈を狭めたものである。本件判決はこの点厳しく批判されるべきであろう。

次いで、破産法七一条の「滞納処分」を考える場合には、破産管財人の処分に抵触する処分であるかどうかという観点から考える方法もあり得る。

そもそも国税徴収法は単に「滞納処分」と規定する場合が多く、差押の意味もあれば換価の意味もある。交付要求を含むこともあれば除くこともある。単に他の強制換価手続きと区別するために用いられることもある。したがってその滞納処分という用語が使用されている条文の趣旨に照らしてどの様な意味かを理解する必要がある<sup>(18)</sup>。

このことは他の法令において「滞納処分」という用語を使用している場合にも同様であり、また法律用語の理解一般にあてはまることである。

そして、租税が財団債権として優先権があることを承認するならば、破産宣告の時期に近接して生じた搜索・差押について、その手続きの効果を失わせしめるほどの厳格な文理解釈の必要性がどこにあるかと疑わずにはおられない。現にこの「滞納処分」を文理的に厳密に解するならば交付要求も滞納処分であるのに、四五年判決は交付要求は破産管財人の財産の管理処分権を侵さないということからここでの滞納処分から除外しているのであり、解釈の相対性を認めているところである。そうすると国税徴収法第五章に規定される搜索の実際上の機能に着目して、これを破産法七一条に言う「滞納処分」の一つとみることも可能であると言いうるところである。

## (四) 判決要旨(3)について

イ 搜索を滞納処分から排除する理由の可否

ところで、判示事項(3)とその判決要旨は、普通の読み方に従えば、破産法七一条の滞納処分とは、単に「搜索ではなく差押でなければならぬ」ことを力説したものである。

この判決部分はこうである。

「右一及び二に述べたところに財団不足の場合などには、滞納処分の続行を認めるか否かによって、租税債権が満足を受けられる程度に差異の生ずることがあり得ることを併せ考えると、法七一条の要件に該当するというためには、滞納処分に着手されたことが法的、客観的に明確である差押のされたことが必要であるというべきである。」

要するに破産法五一条の財団不足の場合や管財人報酬が不足する場合には租税債権が劣後することもある。その様な時には、租税債権も優先権を行使しえないこともあるから、常に租税債権だけに先行的財産補足及びその処分続行を認めると結果として不平等になる。したがって破産法七一条に定める「滞納処分」の意義は嚴格に考えるべきであるということを意味するものと思われる。

しかし、この考えには賛成できない。

本件判決は、ここでも破産法五一条の解釈を行わずに、単に「財団不足の場合など」と表現して独断的な判断を下している。

確かに破産法五一条は財団不足の場合には租税といえども法令の規定に関わらず優先権を失うことを定めている。しかし、そこに至るには財団不足であることが「分明ナルニ至リタルトキハ」「未タ弁済セサル債権額ノ割合テ」「之

ヲ為ス」のであって、通常は、破産法四九条の規定により財団債権は破産手続きによらずに随時これを弁済されうるのである。別段、破産配当は財団の換価が全て終了してから行うものではない。財団不足はその後に起こることであり、これはむしろ、そういう事態に至った場合の破産管財人の責任を軽減するための規定と考えるべきものである。そしてここには先行的財産補足及びその処分統行を制限するようなことは予定されていない。

結局は財団不足は例外的なものであり、通常の場合についてまで解釈に厳格な枷を嵌めようとする判断には到底賛成することができない。

#### ロ 搜索と法的、客観的な明確性

次に本件判決は「滞納処分に着手されたことが法的、客観的に明確な差押」が必要であるとして、この「」の文だけで言えば、あたかも間接に搜索にはそのような法的、客観的明確性がないとするかのようである。

その意味するところは、必ずしも前述のような意味ではなく、単に差押に冠を掲げた修飾語のようにみえるところもある。そうであるならばこの項目の検討は不要なのであるが、しかし本件判決は他の箇所で「差押が開始された」と言いながら「差押自体がされたのは」という分かりづらい表現を行う場面も見られるので、念のため取り上げておきたい。

普通に考えれば、搜索は差押の入口に近接したものであり、動産差押の場合にはその境界が不明なほど不可分なものである。しかし、これをもって着手されたことが不明確とか、客観的に証明できないと言ふようなものでないことは被告主張のとおりである。また、法的にも国税徴収法第五章滞納処分の章に明定されているものである。

「滞納処分に着手された」ということも、搜索が開始されれば容易に認識できることである。

破産宣告前に搜索があり、これに続く破産宣告後の差押をもってその続行を許さないという理由に、搜索は法的、客観的明確性がないことを「若し」挙げるとすればそれは国税徴収法を理解しないものと言われても仕様がないうものであろう。そのような理解ではないことを信じたい。

(四) 判決要旨(1)について

イ 「差押自体」

本判決は結論的に「差押えのための搜索が破産宣告前に着手されていたときであっても差押自体がされたのは午後五時よりも後であったから破産法七一条の適用はない。」とする。

搜索を破産法七一条の適用上同条の「滞納処分」に含めず、差押に着手されたことが法的、客観的に明白でなければならぬという二重の厳格な障害を設ける以上それ自体当然の結論である。

しかしながら本判決の「差押自体がされたのは午後五時よりも後であったから」というのはどういう根拠によるものであろうか。ここでは先にも触れたように事実認定の問題としても重要なものを含んでいる。

本判決は当事者の「争いのない事実」からこの文章を導いている。しかし、同文中には「午後四時五〇分から搜索、差押を開始して午後六時一五分にこれを終了し」という記述もある。この二つの記述は破産法七一条の適用上は明らかに矛盾するものである。

意地悪な言い方をすれば「破産宣告前に差押を開始したが差押が行われたのは破産宣告後であった。」ということになり、一体差押をどういふものと理解しているのか根本的な疑問を感ずるのである。

これに疑問を感じないで理解するとすれば、せいぜい「差押自体がされた」の部分で「差押の効力が生じた」と理

解することとし、「破産宣告前に差押に着手したが、差押の効力が生じたのは破産宣告後であった。」と理解するしかないものであろう。しかし、これならば四五年判決に照らしても、本件判決の事案の差押は破産宣告後にも続行することが許される可能性がある。なぜなら、四五年判決は破産法七一条の「為シタル」の意義について「差押の効力が生じたもの」でなければならぬとの判断を下したものでないからである。

したがって、この点に関する本件判決の判断は評釈者の想像どおりの意味であれば新しい判断であると言える。しかしながら本件判決は事実認定、判断のいずれの局面においてもこの点が明確ではない。かえって、「差押自体」という言葉で「差押」という法律用語を弄んでいるのではないかとの疑いさえ抱かせる。

さらに決定的なことを言えば動産差押の場合には、差押に着手すれば、それは差押対象財産の占有を行ったことを意味するのであるから直ちに差押の効力が生ずるのである。従って、「差押自体がされた」の部分を「差押の効力が生じた」と理解することとしても、結局「破産宣告前に差押に着手したが、差押の効力が生じたのは破産宣告後であった。」ということは矛盾することになる。このような意味で本件判決の判示の表現自体が奇妙なものであると言わなければならない。

ロ 手続きとして明確な搜索の正当な処遇

ところで、本判決の重要な点は、破産宣告前に搜索が着手され引き続いて破産宣告があつてその後に差押があつた場合には、その差押は続行することが許されないということにある。先に触れ、また詳しく後述するように評釈者は差押が破産宣告前にあつたものと信じて疑わないものであるが、「差押」の用語を弄んでいるやにみえる本判決においては、この点は項を改めて論ずるしかない。

これまで見てきたように本件判決は搜索の文言的解釈に終始して事案の実態に即した判断を行わなかった。そしてまた四五年判決を誤って引用するという誤りを犯している。そして搜索を排除する理由として極めて例外的な場合を念頭に置き判断している。これらを見ると本件判決の結論は租税債権が財団債権として処遇され、また自力執行権を有することについての批判をこめたものかどうかはさておき、あまりにも滞納処分に関する用語、滞納処分の実態についての理解が不足しているほか、破産法の解釈についても硬直した理解によったものと言わざるを得ず、四五年判決以後最初の裁判例としては実質的先例性に欠けるものである。

その理由については既に述べたところであるが、願わくは今後の同種事案について実態を洞察した審理を臨みたいものである。

## 七 本件判決の事実認定についての疑問

### (一) 事実認定における問題点

前項までは本件判決における事実認定を前提として検討を加えてきた。

それが判例研究の正当な方法であると理解し、かつまた本件判決を下すに当たって苦勞された裁判所に対する礼を尽くす道だと考えるからである。そしてそこにおいては、本件判決の事実認定を前提としても本件判決には到底賛同しがたいものであることを述べたところである。

しかし先に指摘したとおり、本件判決の事実認定は基本的に誤っているという思いを払拭することができない。

以下では、その誤りが搜索と動産差押の実態把握に端を発していることを指摘し、さらにまた動産差押の効力発生

時期に関する誤解に基づくものであることを明らかにして、本件判決には実質的な先例性がないことを再び強調しておきたい。

前項で確定させた本判決での事実認定は再掲すると次の通りである。

- ① 搜索・差押は午後四時五〇分に開始されたこと。
  - ② 破産宣告は午後五時にされたこと。
  - ③ 午後六時一五分に搜索・差押を終了し、差押財産の保管を破産会社に命じたこと。
  - ④ 差押自体がされたのは、午後五時よりも後であったこと
- という四点である。これらは「争いのない事実」として認定されているのである。
- ところで、前項では触れなかった本件判決の事実認定特有の問題点をここであげると次の点である。
- イ 「差押」の認定が不明確である。
    - ロ 動産差押の効力発生時期について誤解がある。
- 以下では、まず国税滞納処分の場合の実務の実際をみてから前記問題点を検討する。
- (二) 国税滞納処分の実務
- 判決書添付の別紙（本稿末尾に掲載）には、差押財産が建物の階を異にして相当程度に大量のものであることが示されている<sup>(3)</sup>。そしてこれほどの数量の財産差押作業において、搜索開始後直ちに財産の占有を行わずに、後刻差押の手続きをとるようなことは国税の滞納処分においては考えられないところである。
- すなわち、動産の搜索から差押に至る手続きは、まず、立会人（国税徴収法一四四条）を定め、時刻を確認して搜

索を開始する。搜索に先立って必要がある時は搜索場所への立会人以外の者の出入りを禁止する（国税徴収法一四五条）。また、差押を行った物件を即時に搬出するか、一時滞納者或いは占有者に保管させる（国税徴収法六〇条）かどうかは予め判断し、現金、貴金屬等特殊なものを除いて、保管させても差し支えがないと認められる場合には封印、公示書等を用意の上搜索を開始する。

本件事案の場合はホテル内の搜索であり、別紙物件目録に明示されている限り一階及び二階の動産の差押を行っており、一部が公示書により占有の表示があるが大部分は封印である。

この場合、通常であれば差押相当と認められた動産の大部分は立会人に当該物件を差押える旨告げ、次々に封印を貼付しつつ財産の形状、所在、数量を記録する。その際記録は原則として差押調書（国税徴収法五四条）に行うべきであるが、実務的には適宜な用紙を目録としてこれに記載されることが多い。中には数量が多い同種の動産については、封印を貼付するよりも公示書で公示（国税徴収法六〇条二項）した方が便宜なことがあるから、当該財産を差押える旨立会人に告げた上、記録し、その場所の搜索を行った後公示書を作成してその場所に公示書を公示する。搜索の場所に金庫等があればその扉を開けさせ、あるいは自ら開けたうえ（国税徴収法一四二条二項）、内容物に貴金屬、現金・有価証券等そのまま滞納者等に保管させたものでは差押の実効を期し難いものについては自ら占有する（国税徴収法五六条）。徴収職員が複数の場合もこれに準ずる。最後に搜索終了の時刻を確認する。差押調書はその後に作成するが、調書の作成場所は搜索場所となることが多い。

以上が原則的な実務取扱ないし差押実務の具体的な作業手順である。

上記の通常の実務取扱がなされるとすれば、差押対象動産について差押えることを宣言し、金庫等の内容物につい

てはそれを徴収職員の手で差押の目的で取り出せば差押という行政処分は成立しているのである。特に、封印の貼付、公示書の公示はその要件ではないことは前項で述べたとおりである（国税徴収法五六条）。

(三) 本件判決の事案へのあてはめ

以上によれば、本件事案の場合にも通常の手順で差押が行われた場合には四時五〇分かそれより遅くない時点で差押が開始されたと考えざるをえず、したがって破産法七一条の定めるところによればこの滞納処分は破産宣告後も続行を認められるものと考えてよいものであるが、それが被告、原告そして裁判所が所謂争いのない事実として差押は破産宣告の後とされていることからすると、この間に何があったのであろうか？

考えられることは最初に差押を行った特定の物件について差押の意思を宣明するのが午後五時以降にずれ込んだため（搜索を開始して一〇分も経過したことになるから通常考えられないことである）、破産宣告の時間より遅れたということであろう。そしてこの様なことが絶対に起こりえないとすることはできないから、当事者にとって「争いがない」こととして認識されているのであれば、その事実認定は客観的には相当なものであろう。けれども、そうであるならばどうして「差押が開始されたが」という文言が登場するのであろうか。また何よりもそのようなことは通常のこととは考えられないから、その認定は判決書において明確に行われるべきものであろう。

しかしながら、評釈者には、通常であれば官公庁の執務時間終了直前である四時五〇分という異例な時間に滞納者のホテルに赴き、そして搜索を開始しながら、本件動産のように手近な財産を目の前にして、早期に差押の意思を宣明しなかったという事態は経験則として信ずることが出来ない。評釈者が、徴収職員がこうした時間に滞納者のホテルに赴き、結果としてこの滞納者が破産宣告を受けたということから想像できるのは（そしてまたこの想像は現実と

合致していると思うが）、徴収職員が滞納会社に関する倒産情報を入力し、早期に滞納税金を保全する必要を認め、執務終了前という異例な時間にも係わらず時を移さず滞納処分を行うため来社した、ということである。仮にそうであるとするれば差押を行うか否かについて逡巡することなどは考えられないところである。

そしてこのような時間に、前記した大量の物件の差押を行う以上、その搜索は動産を差押えつつ行わなければならないものである（さもないと訪れるかもしれない別な債権者に先に差押えられるおそれもあり得る）。

そうでなければ徴収職員は搜索して物件を調査した後、再度個々の物件につき再び差押の意思を宣明する必要があることになり、そのためにわざわざ、再び物件の所在する各場所に立会人を伴って赴かねばならないという、なんとも手数のかかる行動を取る必要があったことになる。しかしながらこのようなことは迅速性と、効率性を必要とする滞納処分実務におよそ考えられない作業でもあることは論を待たない。

#### (四) 問題点の検討

国税滞納処分の場合における実務は以上の様なものであることを踏まえた上で、先に上げた本件判決の事実認定特有の問題点を取り上げることとする。

イ 「差押」の認定が不明確である。

まず本件判決の事案においては徴収職員の方の行為が差押えであるか明らかにされていない。

次いで、「差押が午後四時五〇分に開始された」（前記①）といいながら、「差押自体がされたのは午後五時よりも後であった」（前記④）とし、一見して矛盾する表現がみられ、事実認定が行われたと言いうるか疑問である（実務的に表現すれば、前記④は「差押は午後五時を挟んでその前後に行われた」とすべきものであろう。差押とは個別財産毎

に行われると考えれば、この表現で何の問題もないことである。)

これをやや詳しく言う。

本判決は破産法七一条の「滞納処分」を「差押」であると解しているようであるが、ところが、事実認定中でどの行為が「差押」という処分であるのか明らかにしていない。通常、動産の差押は前述したように滞納者又は滞納者の親族その他の特殊関係者が占有している動産又は有価証券の差押は徴収職員が占有して行う(国税徴収法五六条一項)もので、占有とは徴収職員がその財産を差押えの意思をもって、客観的な事実上の支配下に置き、滞納者の処分の可能性を排除することである。<sup>(2)</sup>したがって差押がいつなされたかを認定するためには、この徴収職員による占有という行為がいつ行われたかを認定するのが極めて重要な作業である。本件判決にはこの認定がない。

次に、差押を一般の理解と同様、上述のようなものと理解するならば「差押が午後四時五〇分に開始された」といながら、「差押自体がされたのは午後五時よりも後であった」とする表現では、本件判決の「差押」をどのようなものと認識しているのか疑いを持つことが許されよう。この点については前項でも触れているので繰り返したくない。しかし、あえて付け加えれば前者の「差押」と「差押自体」とは異なるものとの前提があるのであるか。仮にそうとすれば、あるいは前者が包括的用語で後者がより具体的適用場面に關する用語ということになるが、「滞納処分」や「強制執行」「民事執行」の用語とは異なり、国税徴収法上の「差押」にそのような上位概念は存しない。このように紛らわしい用語の使用による認定は誠に理解に苦しむところである。

合議制の裁判所において前二つのような初歩的な間違いはあり得ないとの信頼に立つならば、前者の「差押」と「差押自体」の「差押」とで異なる意味があると考えられない。この場合は、事実認定が破産宣告との関連におい

て行われていることから、差押の効力発生時期を問題にしているとらえ、本判決の「差押」には「効力の生じた差押」と「未だ効力の生じていない差押」の二つがあるとの認識に立っているものと考へざるを得ない。

ここにおいて本判決は「破産宣告のされた時刻」と「効力の生じた差押」の対比において破産宣告後に差押がなされたという事実認定を行ったものと考ええる。

そうすると破産宣告後の差押かどうかを考えると、効力を生じた差押であることを要するかどうかという問題については、その限りにおいて法律問題であると言えよう。この点については前項（六項）で触れているところである。したがってここでは検討しないこととする。しかしながら動産差押のように徴収職員の占有が効力発生要件になっている差押の場合には不要の問題である。

以上により本判決は、「差押」の用語を不明確な表現のまま用いたことにより、結局差押がいつ行われたかを認定しなかったのと同様の大きな誤りを侵している。

ロ 動産差押の効力発生時期について誤解

(一)の記載をもう少し正確に引用すれば「同日午後四時五〇分から搜索、差押を開始して午後六時一五分にこれを終了し、別紙物件目録記載の動産を差し押え（封印）、これを破産会社において保管するよう命じたが、本件差押自体がされたのは、午後五時よりも後であった。」としている。

これによると本件判決は動産差押の効力発生時期が差押財産の保管を破産会社に命じるために封印を行ったときと認識しているとしか考へられないが、国税徴収法の明文の規定に照らして誤っている。

この「本件差押自体がされたのは」とはどの事実を指すのかというと、前述したように判決文からは窺い知ること

が困難である。仮に一般的な理解に立つならば、それは国税徴収法に定める動産差押の効力発生時期に関する認定がどの様に行われているかをみることになる。そうすると、現実には各財産についての占有はいつ行われたかについての認定はないが、「別紙物件目録記載の動産を差し押え（封印）」という記載から封印が差押の効力発生要件であると考えていると認識していると考えられる。この推測に抵触するような記載は見当たらない。

しかし、国税徴収法五六条二項はそのような規定はしていない。

そして国税徴収法六〇条一項は「徴収職員は、必要があると認めるときは、差押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。」とし、第二項は「前項の規定により滞納者又は第三者の保管させたときは、第五六条二項（動産等の差押の効力発生時期）の規定にかかわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。」としているところである。

本件の当事者は本件事案が差押動産を滞納者に保管させたものであるところから、この国税徴収法第六〇条第二項の「第五六条二項（動産等の差押の効力発生時期）の規定にかかわらず」という部分を誤解したとみられる。すなわち本件差押の効力発生時期は破産宣告後に一部の財産については生じていたにも関わらず、全て保管命令を終えた五時に降に動産差押の効力が発生したものと誤解したと考えられる。

けれども、実質的に考えてみて、いったん生じた国税徴収法五六条二項の規定による差押の効力を失わせしめる必要が何処にあるのであろうか？かえって差押の効力を失わせることにより滞納税金の時効消滅とか差押後の実質的な支配者の占有移転を認める等複雑な問題を惹起することになる。このことは、本件の事案の様に占有と封印とが近接した時点で行われる場合ではなく、占有後に差押動産の使用収益を認める為滞納者等に占有を移しつつ、なお差押は

解除しない場合等を考えれば容易に納得ができることである。

この点、同条の立法趣旨を述べる国税徴収法精解が「動産等を徴収職員が占有した後、滞納者に保管させたときは、占有により差押えの効力が生じ、封印等を行ったときに重ねてこの条第二項の規定により差押えの効力が生ずることとなるが、前者は、徴収職員が占有している間における差押えの効力を規定したものととして、後者は、滞納者に保管させた後の差押えの効力を理解すべきであらう。」<sup>(24)</sup>とされている様にむしろここは差押の効力は重疊的に生ずると理解しないと不合理な結果をもたらすことになる。

そうすると本件判決の事案においては差押の効力が破産宣告前に生じていたと推認することが出来るものであり、本件判決は当事者の全てがこの点を誤ったものである。しかし、ことは法律解釈であり、更に本件の判断全体を左右するものだけに裁判所の責任がより重いものと考ええる。

〔注〕

- (1) 延滞金の誤りと思われるが、原文のママとした。
- (2) 固定資産税の滞納処分は国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている（地方税法三七三条七項参照）。
- (3) 判決書に添付されている別紙物件目録を末尾に掲げた。
- (4) この点について拙稿・「税務事例第二六卷三号（平成六年三月号）一九頁五の(3)は本件判決について「このような事実認定が

ある以上、解説者としての分を越えないとすれば、搜索が破産法七一条の適用上、同条の滞納処分と解されないかぎり、四五年判決に照らし示は正当であると言わざるを得ない。その余の問題は例えば搜索と動産差押は一体のものであるとする被告の主張を吟味してみるだけのことである。」としている。読み様によっては本判決の事実認定に困った場合は筆者が本判決の結論を容認しているもののようにみえるかもしれない。しかし、同文中に明確に「搜索が破産法七一条の適用上、同条の滞

納処分と解されないかぎり、」としているのであり、本稿においては、搜索も破産法七一条の適用上、同条の滞納処分と解することができるという考えを含んでいるのであるから、前掲拙稿は本件評釈と矛盾するものではない。

- (5) 最近における代表的な最高裁の裁判例は昭和六二年四月二二日第三小法廷判決(民集四一卷三三二九頁)であり、関連する裁判例が相次いでいる。これらに関する評釈は多いが、系統的に論じたものとして西野徹雄稿、「租税債権の優先性」序論―破産財団の予納法人税を中心として(税務大学校論叢一九卷一頁)がある。

- (6) 第一小法廷・民集二四卷七号八七九頁。

- (7) この判決の評釈は、判決に反対する立場のものが多かった。代表的なものとして中野貞一郎・民商法雑誌六四卷四号六五七頁、荒川雄二郎・税務事例二卷九号三五頁がある。

- (8) 「最高裁判所判例解説・民事篇昭和四五年年度(下)」七七一頁以下。

- (9) 国税徴収法基本通達四九条関係三九参照。

- (10) 最判昭和四五年一〇月三〇日民集二四卷一十一号一六六七頁。

- (11) 寶金徹明・別冊ジュリスト第一二〇号・租税判例百選(第三版)一八六頁。

- (12) 谷口安平教授(法学教室三〇号・五八年三月号九八頁)は「これが(評釈者注・四五年判決)批判の強い租税債権たる財団債権に限ることとすれば理解できなくはないとの見解もある。しかし、財産があるにもかかわらず租税を全く支払わないで破産を終結することはやはり違法といわなければならない。でなければ管財人の責任も生じないはずである。そこで前述(評釈者注・省略)のように配当に当たって租税を支払うに充分な財産を留保しておけば違法でない」と解すれば、問題は財団債権の支払は保障しつつ、その支払期をどこまで遅らせることができるかということに帰する。そしてその裁量の範囲において租税と他の財団債権との間に差を設けてよいか、ということであればおそらく租税に若干の譲歩を求めるのが合理的な解釈であろう。しかし、その裁量の範囲を超えているため違法と判断される場合には、租税債権といえども滞納処分に出ることが許されると解すべきである。」としている。

- (13) 国税徴収法基本通達四九条関係四〇の(四)。

- (14) 齊藤秀夫ほか編・注解破産法二九一頁参照。

- (15) 齊藤秀夫ほか編・注解破産法二九〇頁。
- (16) 齊藤秀夫ほか編・注解破産法二九〇頁。そして昭和五年一月二十九日大審院判決（民集九卷一〇九三頁）も、「納税者ニ財産ヲ復帰センメソノ財産ヨリ徴税ノ目的ヲ達センメル為ノ滞納処分ニシテ」としている。
- (17) 発見した財産は有価証券でもいいが理解を容易にするために債権証書に限定する。
- (18) 「滞納処分」の用語の使われた方は、次の通りである。  
 差押えの意味  
 換価の意味  
 交付要求を除く意味  
 差押、換価、交付要求、配当の全ての意味  
 他の強制換価手続きと区別する意味  
 「右一及び二」は判決文の項目である。  
 国税徴収法八七条三項  
 国税徴収法一七三条一項本文  
 国税徴収法一五三条一項  
 国税徴収法三三条  
 国税徴収法一二条二項
- (19) 最判昭和四五年一〇月三〇日民集二四卷一一号一六七七頁
- (20) 国税徴収法施行令一三条
- (21) 民法一八〇条参照
- (22) 国税徴収法六〇条のことである。
- (23) 大蔵財務協会・五七一頁
- (24)

## 別紙

## 物件目録

品名	数量	封印(公示書)番号
1 ガラスショーケース	1	1
2 同上	1	2
3 カウンター	1	3
4 テレビ(NEC)	1	4
5 同上	1	5
6 絵画(1階東壁面)	3	6ないし8
7 コーヒーマシン	1	9
8 レジスター(TEC)	1	10
9 冷蔵庫(1階カウンター下)	1	11
10 ホシザキ製水機	1	12
11 ガラステーブルセット (テーブル2, 椅子4, ソファ1)	1	13, 14
12 木製机セット(机, 椅子3)	1	15
13 テックパソコン(SPO-1)	1	16
14 飾り戸棚	2	17
15 シチズン置時計	1	18
16 衝立	1対	19
17 花瓶(1階入口左)	1	20
18 テックパソコン下机	1	21
19 カーペット	2	22, 23
20 花瓶	1	24
21 絵画(女性3人)	1	25
22 馬置物	1	26
23 絵画(北壁面)	1	27
24 テーブル15, 椅子34		公示書4
25 食器棚上下	各1	41
26 電話機(2階エレベーター前)	1	42
27 洋服タンス(2階エレベーター横)	1	43
28 ファックス(東芝SPOT-V) (機械番号89070321)	1	44
29 事務机一式	1	45
30 東芝複写機(Leodry 5720)	1	46
31 食器入れ	1	47
32 壁面絵画セット	8	48
33 ワイン棚及びワイン81本		49
34 ワゴン	1	50

35	花ビン（黒色）	1	51
36	製氷機（2階厨房室）	1	52
37	冷蔵庫及び果実酒50本		53
38	テーブル	1	81
39	椅子	2	82
40	丸テーブル	1	83
41	椅子	2	84, 85
42	洋服タンス	1	86
43	レジスター	1	87
44	机	1	88
45	冷蔵庫	1	89
46	厨房内鏡	1	90
47	製氷機	1	91
48	人工大理石丸テーブル	6	92ないし97
49	木製丸テーブル	2	98, 99
50	十字紋様椅子	7	100ないし106
51	応接セット	2	107, 108
52	丸テーブル	1	121
53	丸テーブルの椅子	1	122
54	同上	1	123
55	アートポスター（3組）	1	124
56	丸テーブル	1	125
57	丸テーブルの椅子	1	126
58	同上	1	127
59	絵画（TRIFOCAL IV）	1	128
60	電子オルガン（ヤマハP F 1500）と椅子	1	129
61	ヤマハグランドピアノ（鍵盤52）	1	130
62	グランドピアノの椅子	1	131
63	冷蔵庫（星崎製）	1	132
64	製氷機（星崎製）	1	133
65	ヤマハアンプ	1	134
66	音響機器1式	1	135
67	同上	1	136
68	同上	1	137
69	ウィリップスパソコン	1	138
70	音響機器1式	1	139
71	丸テーブル27, 長椅子（赤）2, その他 長椅子8, 椅子16		